

【民法】

受験番号	氏 名
Aは、Bに対して、履行期を2025年8月5日とする500万円の貸金債権（以下「α債権」という）を有している。しかし、α債権の履行期が到来したにもかかわらず、Bはα債権の弁済をしていない。そこで、AがBの資産状態を詳細に調べたところ、以下の①から⑤の事実が判明した。①BはAのほかに多数の債権者に対して金銭債務を負っており、負債総額は約7000万円である。②Bは、Cとの間で、2025年6月1日、B所有の中古自動車甲を代金500万円で売却する旨の契約を締結しており、中古自動車甲はBからCに引き渡されているが、500万円の売買代金債権（以下「β債権」という）については、履行期が到来しているにもかかわらず、未だ弁済されていない。③Bは土地乙及び建物丙を所有しているが、これらの不動産には、α債権よりも前に発生している他の債権（総額約4000万円）を担保するために抵当権が設定されており、剰余価値がない。④Bは、土地乙及び建物丙以外に不動産を所有しておらず、資産価値のある動産も所有していない。⑤Bが有している現金、預金及び貯金の額は、合計しても100万円ほどしかない。 Aは、Bに対して、Cにβ債権の履行請求をするよう求めたが、Bは、現在に至るまで、Cに対して、β債権の履行を請求せずにいる。なお、自動車甲には、Cに引き渡される前からBの運転に起因するエンジンの欠陥があったため、自動車甲は契約の内容に適合しないものである。 以上の事実関係において、Aは、Bに代わって、Cに対してβ債権の履行を請求し、それによってα債権を回収することができるかを論じなさい。 【出題意図】 本問は、債務者が第三者に対して有する権利の行使を怠っている場合に、債権者が債務者に代わってそれを行使する権利である債権者代位権の要件及び行使に関する知識を確認するものである。債権者代位権の行使に関しては、代位債権者への給付請求、相殺による事実上の優先弁済及び相手方の抗弁を論じることを求めている。また、相手方の抗弁に関連して、代位行使されている債権の発生原因である売買契約の目的物が契約の内容に適合しないものであったときに、相手方がいかなる主張をなしうるのかを理解できているのかも問うている。	